

# 令和4年度旭川市農業委員会第1回定例農政部会議事録

- 1 開催日 令和4年4月25日（月曜日）
- 2 開催時間 午後2時5分開会 午後2時12分閉会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 3階 6号室
- 4 出席委員 14名  
2番・前田 靖雄      3番・鈴木 剛      5番・橋本 幸博  
6番・香川 三四郎      7番・米田 満      8番・笹田 文彦  
9番・請川 幹恭      10番・楠 栄      11番・佐藤 博則  
12番・山村 志保子      14番・石坂 昇      15番・加藤 孝志  
17番・市田 敏行      18番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 4名  
1番・川上 和幸      4番・田口 一昌      13番・島田 正明      16番・中原 俊一
- 6 会議出席  
事務局職員 野谷事務局長      北田主査      石山主任  
遠藤主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録  
署名委員 10番・楠 栄      11番・佐藤 博則
- 9 議事内容  
(1) 報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について  
(2) 報告第2号 農業者老齢年金裁定請求について  
(3) 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について  
(4) 報告第4号 現地目証明願について  
(5) 報告第5号 農地所有適格法人の報告について

## 10 議事録本紙

- 議長（市田 敏行） ただいまより、令和4年度旭川市農業委員会第1回定例農政部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は14名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立しております。
- 欠席委員の詳細につきましては、事務局から報告願います。
- 事務局（野谷 局長） 事務局。  
御報告申し上げます。
- 本日の部会に、1番・川上委員、4番・田口委員、13番・島田委員、16番・中原委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 議長（市田 敏行） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 10番・楠委員、11番・佐藤委員の両委員を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
- それでは、本日の議事日程に基づき進めてまいります。いつもお願いしているとおりの御発言のときには、議席番号を告げてから御発言を願います。
- 
- 議長（市田 敏行） それでは議事に入ります。
- 日程第1・報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ですが、これは既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。
- 事務局をお願いします。
- 事務局（遠藤 主任） 事務局。
- 日程第1・報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページでございます。
- 「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」は、農地の生前一括贈与により贈与税の納税猶予を受けている者が、3年ごとに所管の税務署へ「納税猶予の継続届出書」を提出する際に添付するもので、納税猶予を受けている者が当該農地で農業経営を行っていることを証明するものでございます。
- 本件につきましては、1件の証明願があり、適格であるものとして旭川市農業委員会部会長専決規程第2条第2項第1号に基づき農政部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はございますか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） ないということですので、報告第1号を終わります。
- 
- 議長（市田 敏行） 次に、日程第2・報告第2号「農業者老齢年金裁定請求について」ですが、これについて御報告申し上げます。
- 事務局よろしくをお願いします。
- 事務局（北田 主査） 事務局。
- 日程第2・報告第2号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。議案の該当ページは3ページでございます。
- 本件につきましては、全体で5件の裁定請求がありました。
- このうち受付番号205番につきましては、繰上請求を行ったことから、年齢が62歳となっております。
- これらの案件につきましては、内容が適正なものとして独立行政法人農業者年金基金に送付いたしましたことを報告いたします。
- 以上でございます。

- 議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） ないということです。報告第2号を終わります。
- 

○議長（市田 敏行） 次に、日程第3・報告第3号「農地法第5条の規定による届出について」ですが、これも既に専決処理をしたものでありますので事務局から御報告願います。

○事務局（北田 主査） 事務局。  
日程第3・報告第3号「農地法第5条の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページないし7ページでございます。  
本件につきましては、市街化区域内の農地を新たに権利設定して転用するもので、住宅建築が5件でございます。  
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

- 議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問等はございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） それでは、報告第3号を終わります。
- 

○議長（市田 敏行） 次に、日程第4・報告第4号「現地目証明願について」ですが、これも既に専決処理をしたものでありますので事務局より御報告申し上げます。

○事務局（北田 主査） 事務局。  
日程第4・報告第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは9ページないし12ページでございます。  
本件につきましては、市街化区域内に所在する土地における現地目証明の願出が11件あり、事務局で確認しましたところ、現況はすべて農地・採草放牧地以外でありましたことから、これらにつきましては、現地目証明事務処理要領第12条及び部会長専決規程第2条第2項第9号に基づき、農政部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

- 議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） ないということです。報告第4号を終わります。
- 

○議長（市田 敏行） 次に、日程第5・報告第5号「農地所有適格法人の報告について」ですが、これも既に専決処理をしたものですので事務局より御説明申し上げます。

○事務局（石山 主任） 事務局。  
日程第5・報告第5号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案の該当ページは13ページ及び14ページでございます。  
本件につきましては、報告書の提出があった法人が29法人です。  
これらの法人につきましては、補足資料1ページないし29ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しました。  
以上でございます。

- 議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問ございますか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） ないようです。報告第5号を終わります。

---

○議 長（市田 敏行） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたしました。  
これもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第1回定例農政部会を閉  
会いたします。  
ありがとうございました。

---